

法人格による対比表

項目	種類		NPO法人		公益法人等	
	営利法人		通常のNPO法人	認定NPO法人等	一般(社団・財団)法人	公益(社団・財団)法人
目的	問わず		公益の増進		問わず	公益の増進
事業内容	問わず		20の特定非営利活動事業 その他の事業には制限あり		問わず	23の公益目的事業 収益事業には制限あり
利益の分配	可		不可		不可	
残余財産の分配	可		不可		可	不可
設立方法	届出主義 公証人役場での定款の 認証後設立登記		認証主義 所轄庁の認証後 設立登記	認証+認定主義 通常のNPO法人設立後 所轄庁の認定	届出主義 公証人役場での定款の 認証後設立登記	届出+認定主義 一般(社団・財団)法人 設立後、行政庁の認定
資本金・基金	1円以上		不要		社団：不要 財団：基本財産300万円以上（設立時、存続時とも。 2事業年連続300万円未満解散）	
設立費用	株式：登録免許税等で 最低24万円以上 合同：登録免許税で 最低6万円以上		不要		登録免許税等で 11.2万円	一般法人になるとき ：同左 公益法人になるとき ：不要
構成員	株式：株主1人以上 合同：社員(出資者) 1人以上		社員(会員)10人以上		社団：社員2人以上 財団：設立者1人以上	
役員等	株式：取締役1人以上 合同：取締役・監査役 とも不要		理事3人以上 監事1人以上		社団(理事会設置時) ：理事3人以上 ：監事1人以上 財団：評議員3人以上 ：理事3人以上 ：監事1人以上	社団：理事3人以上 ：監事1人以上 ：会計監査1人以上 財団：評議員3人以上 ：理事3人以上 ：監事1人以上 ：会計監査1人以上
報告書等の作成 提出、備置・閲覧	株式：毎事業年度終了 後貸借対照表を 作成し公告 合同：不要		毎事業年度終了後に事業報告書を作成し、 所轄庁に提出、一定期間備置・閲覧 貸借対照表を作成し公告(2018年10月施行)		毎事業年度終了後に計算書類等を作成し、一定 期間備置・閲覧 貸借対照表を作成し公告	
定款等変更時の 対応	不要		一定の場合届出・再認証必要		不要	一定の場合届出・再認証必要
認定基準	-		-	8項目(特例認定：7項目)	-	18項目
欠格事由	-		-	6項目(特例認定：同じ)	-	6項目
監督	なし		所轄庁の監督あり		なし	行政庁の監督あり
有効期間	なし		なし	5年間(特例認定：3年間)	なし	なし(毎年チェックあり)
取り消し	なし		2つの場合に取消すこと ができ、解散へ	4つの場合に義務取消 3つの場合に任意取消 通常のNPO法人へ	なし	4つの場合に義務取消 3つの場合に任意取消 一般法人へ 公益目的取得財産残額 は1か月以内に贈与
再申請	-		いつでも可 取消時の役員は 2年経過後	5年経過後(特例認定：なし) 取消日以前1年以内に 取消の業務を行った理事は 5年経過後	-	5年経過後 取消日以前1年以内に 理事であった者は 5年経過後
税金	法人税・ 事業税等	全所得課税	収益事業のみ課税		全所得課税 非営利型法人は 収益事業のみ課税	公益目的事業非課税 収益事業のみ課税
	法人住民税 (均等割)	最低7万円	最低税率7万円 税法上の収益事業を行っていない場合は免除		最低税率7万円 非営利型法人で収益事業 を行っていない場合の免除 は自治体により相違	収益事業を行っていない 博物館設置・学術研究 目的の法人は非課税 ／以外で収益事業を 行っていない場合は免除
寄 付 金	個人所得税	控除なし	控除なし	所得・税額控除の選択	控除なし	一定条件で認定NPOと同じ
	個人住民税	控除なし	条例指定で控除		控除なし	条例指定で控除
	法人	一般の損金算入限度額	一般の損金算入限度額	特別損金算入限度額	一般の損金算入限度額	特別損金算入限度額